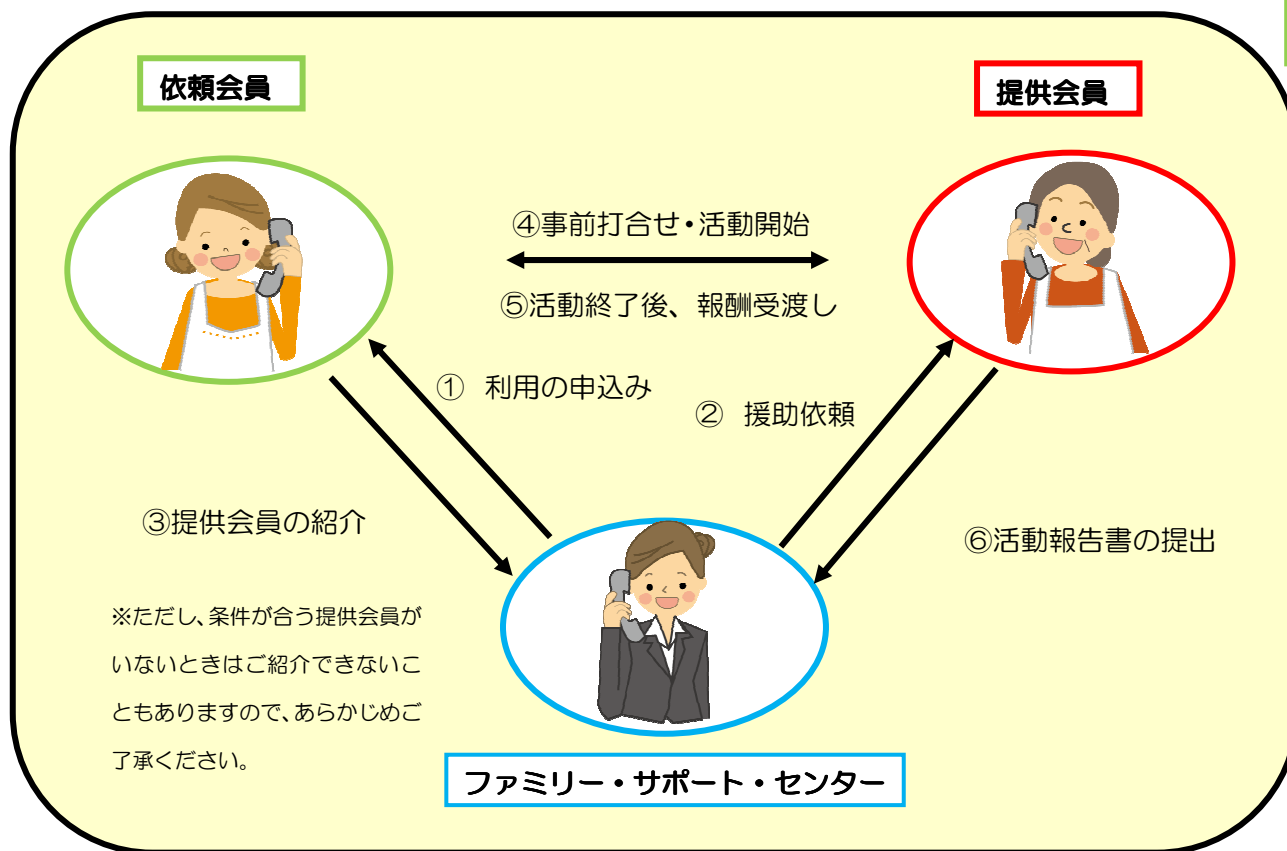


利用のながれ

「できる人が、できることを、できるときに」



依頼会員（お父さん、お母さん/手助けをしてほしい人）

1. ファミリー・サポート・センターに入会し、会員登録をします。
2. 援助を希望する日が決まったら、センターに電話もしくはFAXで依頼します。
（なるべく1週間前までに連絡ください。条件に合う提供会員が見つからない場合もあります。）
3. センターより、提供会員の紹介を受けたら、直接提供会員に連絡していただき、事前打ち合わせの日を決めてください。
4. 事前打ち合わせ日に、子どもと提供会員の自宅に行き、子どもの様子等を伝えて下さい。
5. 援助日に、子どもを預け終了したら、提供会員から様子を聞き、報告書に署名押印し、報酬を直接お支払いください。

ファミリー・サポート・センター

御前崎市社会福祉協議会がやっています。
依頼会員と提供会員の橋渡しを行います。

提供会員（ボランティアさん/お手伝いしたい人）

1. ファミリー・サポート・センターに入会し、会員登録をします。
2. センターより、依頼があるときに電話で連絡しますので、ご都合を教えてください。
3. 援助活動ができる場合は、依頼会員から直接連絡がありますので、事前打ち合わせの日を決めて下さい。
4. 事前打ち合わせ当日、依頼会員が家に来たら、子どもの様子や緊急連絡先、避難場所等をお話し下さい。
5. 援助活動の当日、子どもを預かったら終了するまでに「援助活動報告書」を記入します。
6. 依頼会員が迎えにきたら、一緒に「援助活動報告書」の内容を確認し、署名押印し、その場で依頼会員から報酬を受け取ります。
7. 「援助活動報告書」を月末までにセンターに提出してください。

